

資源物等の持ち去りへの対応方針

1 目的

本市において、集積所及び資源集団回収場所からの家庭系廃棄物（行政収集対象品目及び資源集団回収対象品目）の持ち去り行為（以下、「持ち去り」という。）が発生している現状を踏まえ、市民の安全安心なごみ出し環境を保全していくとともに、廃棄物適正処理を推進していくことを目的として、持ち去りに関する対応方針を策定しました。

2 現状

【これまでの対策】

- ・生活環境事業所でパトロールを実施
- ・市民からの連絡や問い合わせに応じて、現場の確認等を実施
- ・スポット的なパトロールの強化や集積所へのポスター等の掲示



- ・口頭での注意は可能だが、行為を禁止するような命令及び指導はできない。
- ・持ち去りを行う者に集合住宅敷地内の集積所等に不法に侵入された場合も、警察に相談するように市民にお伝えするほか、生活環境事業所でのパトロールを強化する等の対応までしかできない。

【対策の限界】

- ◎ 市民が集積所に出した資源物等を第3者に持ち去られる時の騒音、集積所の散乱、市で収集を行うために粗大ごみ処理券を購入したうえで排出したものを持ち去れることへの苦情が発生
- ◎ 今後、社会的情勢の変化により、資源物の市況が高騰した際には、悪質かつ組織的な持ち去りが更に横行する恐れがあるが、現行の体制では対応することが困難

【参考①】持ち去りの実態・被害状況の推計

	H27	H28	H29	H30	H31	平均
空き缶（t） 【アルミ缶】	379	344	246	230	204	280
粗大ごみ（個）	5,057	5,479	4,339	4,615	3,590	4,616

※ アルミ缶の持ち去り量は、市民1人あたりの消費量と市で行った資源化量から推計

【参考②】他都市における対策状況

【R3年4月1日現在】

政令指定都市（20市）	条例により禁止14市（他1市が要綱により禁止）
神奈川県内の市（18市）	条例により禁止15市

【参考③】市長への手紙等による意見、苦情等の概要

- ・粗大ごみを出すと、市が委託していない業者が選別を行いながら、粗大ごみを回収していきます。勝手な回収もそうですが、不法投棄なども懸念されるので、行政指導を行ったほうがよいかと思います。
- ・空き缶を出しても、いつも知らない人に持っていかれます。空き缶は資源物なので、売却により得た財源は川崎市のために使っていただきたいと思います。

3 課題

- （1）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、家庭系廃棄物の処理責任は市が有していますが、廃棄物が持ち去られた場合には自治体の処理責任が果たせません。
- （2）持ち去られた廃棄物については、ヤード業者に集められ海外へ不適正に輸出される事例がありますが、昨今、東南アジア諸国等において廃棄物輸入規制が実施されるとともに、令和元年にバーゼル条約の規制対象物に廃プラスチック類が追加されるなど、世界的に廃棄物の適正処理の機運は高まっている状況にあります。
市内で排出された家庭系廃棄物が不適正に処理されることがないよう、自治体としての廃棄物の処理責任を果たしていくため、より一層の取組が必要になります。
- （3）ごみの減量化・資源化については市と市民が協働しながら取り組んでいますが、持ち去りは、市民の分別意識に影響を及ぼすことが懸念されるとともに、第3者が集積所等で持ち去りを行うために地域に入っていることに不安を感じる場合など、地域の安全・安心を脅かすことにつながる恐れがあります。

【参考④】ホームレスの方等から出された意見等【抜粋】

- ・缶を集めるにあたっては、市民の方にあいさつしながらやっている。生活の糧となっている仲間もいるので、規制されてしまうと、生活できなくなる人もいる。
- ・市民の人たちの理解のうえで、缶を集めている事例もあり、市民とのつながりが、ホームレスの方の癒しになっている側面もあります。

4 持ち去りに対する基本的な方向性

- （1）持ち去りを防止し、国内外における不適正処理を抑止することで、循環型社会の構築に寄与するとともに、自治体としての廃棄物処理の責務を果たしていきます。
また、集積所等における公衆衛生を保全していく等、市民の安全安心なごみ出し環境を確保していきます。
- （2）規制対象品目については、市民にとってわかりやすくするとともに、広く市民の遺失利益を保護するものを対象とします。
- （3）社会情勢により更に増加する恐れがある組織的な持ち去りに対応していくため、「廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」を改正します。罰則及び両罰規定を設けることで、抑止効果や実効性のある条例とします。
- （4）引き続き、パトロール等の対策を実施するとともに、特に悪質かつ組織的な持ち去りに対しては、改正条例に基づき行政指導や禁止命令等の対応を行います。また、ホームレスの方などに対しては、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなど、必要な取組を実施していきます。

【参考⑤】ホームレスの方などへの自立支援策について

本市では、生活困窮者・ホームレス自立支援センターを設置し、宿所・食事を提供するとともに、就労が可能と見込まれる方には求職活動支援等を、就労が難しい方に対しては福祉の援護による自立を目指す支援等を行うなど、ホームレス一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援を実施しています。ホームレスの方などに対しては、これらの事業を活用しながら、健康福祉局と連携した取組を実施していきます。

資源物等の持ち去りへの対応方針

5 持ち去りへの対応について

(1) 持ち去り禁止の対象とする品目

- ・下記の品目を持ち去り禁止の対象とします。

全ての行政収集対象品目	全ての資源集団回収対象品目
・普通ごみ ・粗大ごみ ・空き缶 ・空きびん ・ペットボトル ・小物金属 ・使用済み乾電池 ・ミックスペーパー ・プラスチック製容器包装	・紙類 (新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等) ・布類(衣類・古布等) ・びん類 (一升びん、ビールびん等のリターナブルびん) 

(2) 条例改正の主な内容

① 家庭系廃棄物の持ち去りの禁止

- ・全ての行政収集対象品目の持ち去りを禁止
- ・全ての資源集団回収対象品目の持ち去りを禁止

② 持ち去りを禁止する命令

- ・条例の規定に違反して持ち去りを行ったときは、市が持ち去りを行った者に対して、持ち去りを行わないよう、命じることを可能にします。

③ 立入検査

- ・市が持ち去りの確認を行うため、関係車両等に立入検査を行うことを可能にします。

④ 禁止命令に違反した者等に対する罰則

- ・持ち去りの禁止命令に違反した者は、罰則(罰金)を適用
- ・罰則は持ち去りを行った当事者だけでなく、行為を行うために雇用している法人等についても、適用(両罰規定)

今後のスケジュール

令和3年5月以降	検察協議の実施(約3か月間)
令和3年9月以降	条例改正に係る手続き開始

※ 条例改正の公布後、十分な周知を行ったうえで、改正条例を施行します。条例施行後、さらに周知を行ったうえで、罰則適用を行う予定です。

6 条例改正後の基本的な対応方法

(1) 持ち去りの発見・連絡

例1 不法投棄や集積所の公衆衛生の保全等を目的としたパトロールを実施中の市職員等が発見

例2 市民の方が発見した場合には、生活環境事業所等に連絡をしていただき、情報をもとに市職員等が現地に向かい、持ち去りの確認を実施

※ 市民の方が資源物等の持ち去りを見つけた時、行為者への声掛けは危険を伴う場合がありますので、直接声をかけたりせずに、生活環境事業所等へ連絡をするように広報していきます。

(2) 持ち去りの防止対策

- ・スポット的なパトロール
 - ・集積所への注意喚起のポスター掲示
 - ・広報チラシの作成、ホームページ及びTwitter(ツイッター)等による周知
- などの取組を実施

(3) 持ち去りの現場確認

- ・持ち去りを確認した場合には、市職員等が持ち去り禁止について指導を行います。
- ・市職員等の指導に従わず、持ち去りをやめない場合や持ち去りを継続的に実施した場合、持ち去りを行った者に対し禁止命令書を交付します。
- ・禁止命令書を交付された者が、継続的に持ち去りを行ったこと(禁止命令違反)を確認した場合には、警察に告発します。

(4) 持ち去りの禁止命令に従わない場合の現場確認以降の流れ

- ・警察による検察への送致
- ・検察による起訴
- ・裁判所による略式命令で罰則(罰金)が確定

【持ち去りの発見から罰則確定までのイメージ】

